

高等女学校の研究

— 全国高等女学校長会議を中心に —

○新井 淑子 館 かおる 西村 純子 ○福田 須美子 山本 礼子
 (埼玉大学) (お茶の水女子大)(日本女子体育大) (成城短期大) (和洋女子大)

1899(明治32)年2月の「高等女学校令」により、高等女学校は各県一校以上の設置が義務付けられ、公教育体制の中で急速に普及してゆく。政策と教育現場の接点で大きな役割を果たしたのが、教育の直接的な担い手である校長であった。本研究は、この高等女学校長の連合体である全国高等女学校長会議に焦点を当て、その成立、開催、協議の状況を時代を追って考察することにより、この全貌を明らかにすることを意図している。

I 概観

全国高等女学校長会議は、「高等女学校令」発布直後の1899(明治32)年5月、校長有志の手により最初の会合が持たれる。法令に沿って高等女学校教育を如何に運営していくかを主要課題として始まり、会議は徐々に規模を拡大してゆく。1902(明治35)年5月の文部省主催の時から特に全国的なものとなり、会議の過程も文部大臣の訓示・諮問・答申・協議・建議というほぼ一定の形式が出来あがる。以後、文部省主催の会議は数年ごとに開かれている。

1917(大正6)年11月、東京女子高等師範附属高等女学校及び東京の高等女学校長有志が発起人となって、全国高等女学校長協議会が開催される。この会は、文部省主催のものとは趣を異にしつつもこれと呼応しながら、ほぼ毎年開かれるようになる。

しかし、1940(昭和15)年文部省の通牒により、会議開催は許可制となり、

この年以降全国規模の会議は開かれず、理事会、地区別会議が行われるのみとなる。

II 協議の概要

協議内容については、全体的に①教育内容・方法に関する身近な諸問題、②年限等をめぐる制度改革、③教育内容のレベルアップ、④高等教育要求、⑤教員の身分・待遇改善、⑥女子教育理念、等に類別されるが、初期には、「成績ヲ考査スルニ試験ヲ用フルト用ヒサルトノ利害」(1908)などの現実的な問題が多くみられ、1920年前後からは協議題も大幅に増加かつ多様化してゆくが、なかでも「女子の高等教育」(1920)、「女子高等学校の設置」(1921)等が前面に出てくる。制度改革案や高等教育要求は最後まで協議題として引き継がれてゆくが、1930年代後半には、「肇國の本義を明にし…国家的信念の確立」(1935)に重点が置かれるようになり、時代背景を反映するものとなる。

III 資料

- ◎『明治35年 全国高等女学校長会議要項』、『明治41年 同』、『大正3年 同』、『大正14年 同 要録』
 『大正6年 全国高等女学校長協議要録』
 『明治44年 全国実科高等女学校長会議要項』
- ◎『帝国教育』、『文部時報』、『教育時論』、『教育公報』、『教育週報』、『婦女新聞』等の関係記事